

特別名勝松島の現状変更申請について

1 保護地区区分と規制の内容について

特別名勝松島の指定範囲は大字で松島、高城、磯崎、手樽と4つの地域にかかっています。

さらに、その区域内でも特別保護地区、第1種～第3種保護地区、海面保護地区と5つの保護地区区分に分かれており、それぞれ規制内容が異なります。

以下に、現状変更の内容ごとの規制内容をまとめていますので、申請前にご確認くださいようお願いいたします。

なお、保護地区区分や規制内容、景観配慮の例などの詳細については、「特別名勝松島保存活用計画」をご覧くださいませようお願いいたします。

(1) 建築物の現状変更について

保護地区区分	規制内容
特別保護地区	<p>新築・増築は、松島の保存活用上必要なもの以外、原則認めない。</p> <p>既存建築物の改築及び同一地区内の移転は、周囲の景観に影響を与えないものは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意匠…外観等は目立つ色彩は避け、特に周囲の景観と調和させること。 ●高さ…改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ、四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。 ●面積…改築・移転前の建物規模を超えないこと。
第1種保護地区	<p>新築は、松島の保存活用上必要なものか、生業・生活上必要で、かつ当該地でしか用をなさないものを除き、原則認めない。</p> <p>既存建築物の改築・増築・同一地区内の移転は周囲の景観に影響を与えないものは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意匠…外観等は目立つ色彩は避け、特に周囲の景観と調和させること。 ●高さ…改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ、四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。 ●面積…改築・増築・移転前の建物規模を超えないこと。
第2種保護地区	<p>景観への影響が軽微なものは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意匠…外観等は周囲の景観と調和させ、景観の向上に努めること。 ●高さ…既存の高さもしくは10m（※場所によっては13m又は15m）を原則超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。 ●面積…四大観及び周辺にある観賞の場に影響を与えないこと。
第3種保護地区	<p>景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意匠…外観等は周囲の景観と調和させ、景観の向上に努めること。 ●高さ…周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵の尾根線を越えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。 ●面積…四大観及び周辺にある観賞の場に影響を与えないこと。

※上表での「認める」は、現状変更申請が不要という意味ではありません。

また、必ず許可を受けられることを保証するものではありません。

※建築物における景観配慮の例については、「特別名勝松島保存活用計画」の65ページを確認願います。

※建築物の高さ制限緩和区については、「特別名勝松島保存活用計画」の83ページを確認願います。

※色彩についての考え方については、「特別名勝松島保存活用計画」の98ページを確認願います。

(2) 工作物の現状変更について

保護地区区分	規制内容
特別保護地区	新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策上必要なもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、その位置が当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なもののみ認める。
第1種保護地区	新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策や生活・生業上必要なもの、公園など公益に資するもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なものは認める。
第2種保護地区	第一種特定工作物、墓園やスポーツ施設を除く第二種特定工作物及び風力発電施設の新設は原則認めない。太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50㎡以上のもは、四大観及び主要な鑑賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。それ以外のものについては景観に与える影響を考慮して慎重に判断する。
第3種保護地区	景観に大きく影響を与えるものは認めない。また、太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50㎡以上のもは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。
海面保護地区	養殖棚等の生業に係る施設の新設・改修等及び人命・船舶等の航行安全を確保するための必要最小限の工作物以外は原則認めない。

※上表での「認める」は、現状変更申請が不要という意味ではありません。

また、必ず許可を受けられることを保証するものではありません。

※工作物における景観配慮の例については、「特別名勝松島保存活用計画」の68～70ページを確認願います。

※色彩についての考え方については、「特別名勝松島保存活用計画」の98ページを確認願います。

※第一・二種特定工作物とは、都市計画法第4条第11項及び都市計画法施行令第1条に掲げるものをいいます。

(3) 太陽光発電施設の現状変更について

設置場所	屋上等	地上
事業規模	50㎡以上	
設置可能地区	第2種及び第3種保護地区	第2種及び第3種保護地区（四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所を除く）
敷地全体の景観配慮	周囲の景観と調和を図ること。 屋根勾配に併せて設置すること。	各設備の景観配慮を行ったうえで、敷地全体は周囲の景観との調和を図り、四大観及び周辺の観賞の場から目立たないようにすること。郷土種を用いた生け垣などによって、周囲から見た際に人工物の存在感を軽減させる工夫をすること。大規模な場合は植樹帯等で分節化すること。 <u>敷地の25%以上緑地を確保することが望ましい。</u>
各設備等の景観配慮	パネル高角度	パネルを含めて各保護地区で示す建物高以内とすること。 傾斜角度を抑えること。
	パネル色彩	パネル・架台の色は光沢を抑えた黒色又は濃紺色、濃灰色など低明度・低彩度のものを使用すること。架台は仮設的なものを避け、周辺と調和したものとする。
	付帯施設等	電柱・フェンス等は必要最低限の高さ・数量とし、色彩は黒色系か濃茶系にすること。建築物（管理棟等）及び設備（基盤・照明灯等）は、規模を抑え、黒色系か濃茶系の色彩とすること。また、郷土種による植栽や自然物で遮蔽すること。
施設管理	施設の管理を適切に行うこと。	稼働が停止し、再開の見込みが立たないときは、速やかに施設の撤去を行い、景観に配慮した跡地の整備を行うこと。

(4) 土地造成の現状変更について（採掘・埋立て・浚渫・建物等除却を含む）

保護地区区分	規制内容
特別保護地区	地形の改変を伴う造成は原則認めない。ただし、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で認める。
第1種保護地区	地形の改変を伴う造成は原則認めない。ただし、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り認める。
第2種保護地区	自然地形の改変や、景観に影響を与えるもの以外は認める。
第3種保護地区	景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。
海面保護地区	海面の埋立て及び岩盤の掘削を伴う浚渫は原則認めない。ただし、人名・船舶の航行の安全を確保する上で、やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で認める。

(5) 木竹の伐採について

木竹の伐採については、以下に該当するもの以外、原則認めません。人工林の伐採は、郷土種の植栽で景観への影響を軽減するか、天然生林として中長期的な景観向上を図ることとします。

自然木の伐採で認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・松島の保存活用上必要なもの ・安全対策上必要なもの ・生活生業に支障をきたしているもの
----------------	--

2 申請から許可までの流れについて

(1) 事前相談

計画地の保護地区区分や現状変更の内容について、松島町教育委員会（以下「町教委」といいます。）に確認を行ってください。

(2) 事前協議

計画内容について事前協議を行います。必要に応じて宮城県教育委員会（以下「県教委」といいます。）や文化庁とも協議を行うことがあります。（内容によっては計画の変更をお願いする場合があります。）

(3) 申請・許可

事前協議の内容を踏まえて申請書類を提出してください。町教委から意見書を添えて県教委に申請書類を送付し、県で審査・許可決定を行います。（案件によっては文化庁が行います。）

毎月末までに県に届いた案件が翌月末の審査対象となりますので、おおむね毎月20日頃まで町に届いた案件が翌月末の審査対象となります。

そのため、申請の時期にもよりますが許可がおりるまでに最短でも2か月程度かかる場合があります。なるべくお早めの相談・申請をお願いします。

(4) 工事着手

許可がおりた案件から電話・メール等で連絡しますので、工事に着手していただいてもかまいません。

なお、申請内容や工事期間に変更が生じる際は変更申請が必要です。変更が生じる見込みとなった時点で速やかに町教委までご連絡・ご相談ください。

※当初予定していた期間内に工事が終わらない場合も届出が必要ですので、町教委までご連絡ください。

(5) 工事終了

終了届に写真を添えて、町教委に提出してください。

3 必要書類について

必要書類については、「かがみ」のみ各1部、その他の書類は各2部提出してください。
ただし、現状変更の内容によっては国（文化庁）の審査が必要になる場合がございます。
その場合は文化庁宛ての「かがみ」が2部必要となりますので事前にご相談ください。

書類の名称	説明
かがみ (文化庁宛て)	「文化庁長官」宛てのかがみ文書を提出してください。
かがみ (松島町宛て)	「松島町教育委員会教育長」宛てのかがみ文書を提出してください。
現状変更申請書	記載例を参考に簡潔に記入してください。
現状変更概要書	実施する現状変更の概要について記載してください。任意の様式を用いてもかまいませんが、必要な項目については漏れないよう記載してください。 (注) 既存建築物の取り壊しがある場合（建替など）は、取り壊す建築物の面積等も記載してください。
位置図①	特別名勝松島保護地区区分図の中に、対象地の位置を示したものを提出してください。
位置図②	住宅地図等に対象地の位置を示したものを提出してください。
図面類	計画の内容がわかる配置図、平面図、立面図、断面図、カラーパース等を提出してください。 (注) 既存建築物の取り壊しがある場合は現況写真で取り壊す建築物を示してください。 (注) フェンスや舗装などの外構工事を行う場合はその図面類も併せて提出してください。 (注) カラーパースが用意できない場合は、外壁材や屋根材のカタログ等をカラーで印刷したものでかまいません。使用する色彩がわかるように印をつけて提出してください。
現況写真	カラー写真で、2カット以上撮影したものを提出してください。
土地利用の承諾書	申請者と土地の所有者が異なる場合のみ必要となります。 借地契約等の手続きを行っている場合は、その写しでかまいません。

4 その他の手続きについて

対象地が「埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）」である場合、特別名勝松島の現状変更とは別に事前協議や届出が必要となります。埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）の場所や事前協議の内容については、松島町のホームページを確認していただくか町教育委員会までお問い合わせください。

また、松島町では景観計画を定めており、事前協議や届出が必要となる場合がございます。

景観計画及び事前協議・届出等については企画調整課（電話：354-5702）までお問い合わせください。

5 申請・問い合わせ先

〒981-0215 宮城郡松島町高城字帰命院下 19 番地の 1

松島町教育委員会 教育課 生涯学習班

電話：022-354-5714（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時） FAX：022-354-3140

Mail：bunkazai@town.matsushima.miyagi.jp